

諮問番号：令和3年度諮問第22号
答申番号：令和3年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年5月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和元年5月30日に収入認定額を変更するという内容の本件処分の通知書が送られてきた。処分庁に問い合わせると、年金額が変わったから保護費を変えたと言われたが、審査請求人が処分庁に年金額改定通知書を持って行ってからやるべきである。

年金額改定通知書が審査請求人に送られてくる前に、処分庁が勝手に保護費を変更して本件処分の通知を送ってきても、審査請求人は、年金額が改定されたことすら知らないし、順番がおかしい。

こんなおかしい本件処分は、取り消されるべきである。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第8の3(2)ア(ア)及び生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アに基づき、収入認定額を変更し、令和元年6月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、処分庁に対し、年金額改定通知書を提出していないにもかかわらず、保護費を変更したのはおかしいので取り消すべきであると主張している。

しかしながら、処分庁は、国民年金法(昭和34年法律第141号)第18条第3項、同法第27条及び同法第33条のとおり、障害基礎年金の額が、令和元年6月の支給分から月額65,008円に改定される旨を予め把握していたため、次官通知第8の3(2)ア(ア)及び局長通知第8の1(4)アに基づき、改定後の年金額を収入認定し、同月分保護費を変更する本件処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

(3) なお、審査請求人は、処分庁等に対し縷々不満を述べているが、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求となる事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和3年10月11日	諮問書の受領
令和3年10月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月27日 口頭意見陳述申立期限：10月27日
令和3年11月16日	第1回審議
令和3年12月14日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、保護の補足性の原理を規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、第2項は、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行

われるものとする。」と定めている。

- (2) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。(後略)」と定めている。

また、同法第27条は、「老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率(次条第1項の規定により設定し、同条(第1項を除く。)から第27条の5までの規定により改定した率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。(後略)」と、同法第27条の2第1項は、「平成16年度における改定率は、1とする。」と定めている。

さらに、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)とする。」と定め、同条第2項において「障害の程度が障害等級の1級に該当する者に支給する障害基礎年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の100分の125に相当する額とする。」と定めている。

- (3) 国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成17年政令第92号)第1条は、本件処分の時点において、「平成31年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、0.999とする。」と定めている。

- (4) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (5) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成24年10月1日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保

護を開始した。

- (2) 令和元年5月24日付けで、処分庁は、同年6月1日を保護変更日とする本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年厚生省発社第123号）〔次官通知〕第8-3-(2)-ア-（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と、収入充当額の欄に「65,000円」と記載されている。

- (3) 令和元年5月31日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

- (4) 令和元年6月14日、審査請求人は、処分庁に日本年金機構から送付された国民年金・厚生年金保険年金額改定通知書及び年金振込通知書を提出した。年金払込通知書には、「振り込みは令和元年6月から令和2年4月までの各偶数月に行われます。」と記載され、また、令和元年6月から令和元年12月の各期支払額の欄には、「年金支払額130,016円」と記載されている。なお、上記の通知書はいずれも令和元年6月1日付けと印字されており、手書きで「令和元年6月7日にとどく」との記載がある。

さらに、令和元年6月14日付けの審査請求人に係るケース記録票には、「主〔審査請求人〕来所。年金振込通知書の提出あり。【障害基礎年金の変更について】6月分保護費より収入認定額が64,942円から65,008円へ変更となっているが、自動保護変更によりすでに変更済。」と記載されている。

3 判断

- (1) 審査請求人は、審査請求人が処分庁に対し、年金額改定通知書を提出してから保護費の変更をすべきであるにもかかわらず、審査請求人に年金額改定通知書が送られてくる前に勝手に保護費を変更したのはおかしいので取り消すべきである旨主張している。

本件についてみると、前記2(2)、(4)のとおり、本件処分の時点では、審査請求人の手元には、まだ日本年金機構からの年金額改定通知書が送付されていなかったことが認められる。

しかしながら、前記1(2)、(3)のとおり、本件処分の時点において、国民年金法の新しい改定率が適用されて、障害基礎年金の額が月額65,008円とされたことが認められるから、前記2(4)のとおり、処分庁はこの事実を予め把握し、審査請求人に対して、障害基礎年金額の改定について自動保護変更の処理をして、本件処分を行ったものであると言える。

そしてこの取扱いは、前記1(4)のとおり、次官通知第8の3(2)ア(ア)に沿って、実際の年金受給額を認定するために、処分庁が事前に

把握した年金の改定額をもって保護費を変更したものであり、そのような事務手続に不合理があるとは認められない。

また、前記2(4)のとおり、本件処分後に審査請求人が処分庁に提出した年金振込通知書からも、令和元年6月分の保護費に収入充当すべき金額は、年金の同月支給分の2分の1に相当する65,008円であることが認められるから、本件処分に係る収入充当額の算定において誤りはない。

(2) 以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

前記2(2)のとおり、本件処分の通知書には、処分の理由として、「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号)第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、収入認定額を変更します。」とのみ記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て、訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由の提示には、根拠法令の記載が行われておらず、また、審査請求人が本件処分の理由を明確に認識し得るものであるとは言い難いことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲